

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
 研究期間：2007 ～ 2008
 課題番号：19610002
 研究課題名 (和文) 現代型訴訟としての公害事件—司法の社会秩序形成機能について
 研究課題名 (英文) “Public Law Litigation in terms of Pollutions - Establishing the Social Order through the Jurisdiction”
 研究代表者
 樺島 博志 (KABASHIMA HIROSHI)
 東北大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：00329905

研究成果の概要：一連の水俣病事件訴訟の検証を通じて明らかになったことは、病像論に関する見解の相違が平行線をたどったまま今日まで未解決であることに明らかなおり、裁判による行政のチェック機能には制度的に限界があり、わが国の権力分立制においては、裁判を通じた社会の公正な秩序を形成機能は、一定程度実現可能であると同時に、他方では大きな限界に直面している、ということである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：時限

科研費の分科・細目：社会秩序学

キーワード：現代型訴訟，公害，水俣病，司法権，社会秩序

1. 研究開始当初の背景

「現代型訴訟」という言葉で表現されるように、1970年代以降、公害や薬害・食品被害など大型の集団訴訟が相次いで提起され、わが国の先端的法分野の発展に大いに寄与し

た。こうした司法を通じた社会秩序の形成機能に関して、一連の水俣病事件訴訟の実証研究を通じて、その構成契機と限界ないし問題を明るみにできるものと考えられた。

2. 研究の目的

水俣病訴訟は、現在、熊本第4次訴訟、新潟第3次訴訟が提起されているように、いまだ未解決である。その意味で、司法による紛争解決と秩序形成機能に限界があることを見据えながら、50年にわたる水俣病事件訴訟の役割と限界とを明らかにすることを通じて、わが国における法秩序形成のダイナミズムを解明することが研究の目的である。

3. 研究の方法

水俣病事件訴訟を実証的に研究するために、1967年の最初の訴訟提起に携わった坂東弁護士が所蔵する第1次資料を用いることとした。この第1次資料の検証を通じて、裁判による紛争解決、延いては、法秩序形成機能を果たすためには、工学、医学などの知見をも法的言語の中に取り込むという学際的研究手法が不可欠であることが明らかとなった。こうした方法論的自覚のもとで、法学内部で形成された固有の理論のうちから、「現代型訴訟」および公害・環境法に関する理論の研究を合わせて行い、第1次資料の実証分析に適用する、という方法論を採用した。

4. 研究成果

まず、四大公害訴訟事件の最初の訴訟である新潟水俣病訴訟を提起した坂東克彦弁護士が所蔵する第1次資料の実証分析を行った。坂東弁護士事務所における現地調査を通じて、10万余点と推定される第1次資料について、半数以上の整理を終えた。この資料整理の成果については、新潟県立「環境と人間のふれあい館」の協力を得て、来館者に利用可能な形で、資料データ・ベースを公開している。このデータ・ベースの構築については、同資料館との協議・検討を共同研究の形で進めており、同種の訴訟関連資料の保存・活用

のモデルともなりうる体制を整えている。

理論面における研究成果は、以下に掲載する雑誌論文および学会発表の形で、主として二つのテーマについて、公表することができた。

一つ目の主なテーマは、一連の水俣病事件訴訟が、どのような法秩序形成機能を果たしたのか、という本研究計画全体にかかわるテーマである。このテーマについては、二つの国際学会で発表し、中国法理学学会論文集にて論文公表を行った。内容は次のとおりである。

まず、新潟水俣病第1次訴訟を皮切りとする四大公害裁判の提起は、わが国の公害・環境法の発展のための根本的な契機となった、ということが明らかとなった。すなわち、公害裁判の提起により、市民の権利意識と環境意識が高まり、政策形成に積極的な影響を与えた。さらに、不法行為法における因果関係論、証明責任の配分論、過失論、損害賠償額算定論、および、契約法における和解契約の効力論、といった多岐にわたる論点につき、裁判例が先例として形成された。こうした裁判による法形成の推進力となったのが、訴状、準備書面の作成を通じて斬新な法理論の展開を行い事実認定を勝ち取っていった原告代理人の弁護団だったのである。このように、裁判を通じた法律所形成機能を実現するためには、裁判を提起する被害者原告の権利意識と行動力、およびこれを支える原告代理人の弁護団による主張、立証、理論的展開といった費権力的要素が極めて重要な役割を果たすことが明らかとなった。

他方、このような市民による裁判を通じた法秩序形成機能には、おのずから限界が存する。

まず、裁判によって解決されるのは、裁判当事者の範囲に限られた紛争であり、裁判に

参加しなかった潜在的被害者にとっては、紛争解決は先送りされる。したがって、裁判によって先例としての法秩序形成機能が実現されるからといって、社会的紛争が一挙に解決されるわけではないのである。紛争全体の最終的解決のためには、立法、行政による解決枠組の策定が不可欠となるが、水俣病事件にかかわる解決スキームとしての公害健康被害補償法は、十分に紛争解決機能を果たすことはできなかった。その結果、潜在的被害者の中から、熊本第2次、第3次訴訟、新潟第2次訴訟、東京訴訟、関西訴訟、京都訴訟、福岡訴訟と言った全国各地での後続訴訟の提起が相次いだのである。これを一挙に解決すべき1996年のいわゆる政治決着についても、全被害者を満足させることができず、関西訴訟最高裁判決によって、これと異なる判断枠組が示されることとなった。その結果、現在の熊本第4次訴訟、新潟第3次訴訟が改めて提起されることとなったのである。この種の大規模被害を裁判によって一挙的に解決する方法としては、英米法におけるクラス・アクションの制度が参考となる。クラス・アクションにおいては、同種被害者は先行訴訟の結果の恩恵に浴することができるとともに、裁判外での安易な和解が否定されることから、裁判を通じた公正かつ一挙的な紛争解決が図られるのである。

さらに、裁判による法秩序形成機能の限界は、予防機能の欠如、という点に認められる。水俣病事件においては、水俣で最初の被害が確認されてから被害発生が収束するまでに十余年の歳月を要した。この間、企業の自主努力と行政指導によるインフォーマルな対応がとられたのであったが、十分な効果を挙げることはできなかった。こうした経過の中では、原告による訴訟提起がない限り、裁判の法秩序形成機能は発揮される余地がない。

このように、裁判による法秩序形成機能は、法的紛争の事後的解決を通じて実現されるために、公害や環境破壊といった現代社会の問題群については、予防効果に欠けるという点で本質的な機能欠陥をかかえたものなのである。

最後に、裁判を通じた法秩序形成によっても、必ずしも公正な社会秩序が形成されるわけではない、という限界が存する。現在の不法行為法の枠組によっては、損害賠償額の算定は、逸失利益をもとに慰籍料を合算して行われる。しかしながら、弁護士費用を含めた手続、交渉費用の点で、逸失利益と慰籍料の合算によっては十分賄うことができない。というのも、公害裁判のように裁判が大規模になればなるほど、時間がかかり、事件は複雑になり、手続、交渉費用は膨大なものとなってしまい、損害賠償では賄いきれないからである。しかもその結果、被害者自身にかかってくる機会費用は全く補填されることができない。K.カップは公害にかかわるこうした問題群を「社会的損失」と表現したが、社会的損失を公正に処理しうる法秩序形成のための制度的枠組は、現在のわが国の立憲主義の枠組の中では用意されていない。これに対して例えば英米法の中には、懲罰的損害賠償という形で、手続、交渉費用や機会費用の補填を行う制度が用意されている。このような仕方では不法行為法のなかで被害者市民に訴訟へのインセンティブを与えることによって、企業活動にも訴訟リスクが自覚化され、延いては、企業に予防措置を採らせるためのインセンティブが働くように制度を構築することは可能である。そうすれば結果的に、裁判による法秩序形成を通じて、社会的損失の発生を抑止する効果が得られるものと考えることができる。

以上が本テーマに関する最終的成果であ

り、国際学会における二回の発表を通じて、国外の研究者から積極的な反応を得ることができた。

もう一つの主要テーマは、裁判による科学的判断の適切性と問題性にかかわる問題群である。

一連の水俣病事件訴訟において主要な争点であったのは、被害者原告が真性の水俣病患者であるのかどうか、すなわち病像論の問題であった。

この争点は、裁判を通じた紛争の一挙的解決にとって最大の障害となった点である。そもそも、個々の原告患者が水俣病であるか否かは、個別判断の問題であるので、一挙的解決を阻むものである。しかしさらに問題であったのは、行政庁の設定した判断スキームである「52年判断条件」は、水俣病認定に極めて消極的なものであり、紛争の早期解決の大きな妨げとなった。その結果、行政未認定の患者が裁判へ殺到することとなり、全国での後続訴訟の提起と裁判の長期化を招いたのであった。こうした紛争解決の非効率を解決するためには、裁判における病像判断を、医師による個別の医学的専門判断に委ねるのではなく、疫学的統計にもとづく因果関係の推定の手法を用いて、科学的に合理的な判断を下しうる裁判独自の判断枠組を構築されることが望まれる。水俣病事件の一連の訴訟においては、科学鑑定によらない合理的判断枠組の構築が不十分であったために、裁判の長期化と潜在被害者の取りこぼしという弊害を生ずることとなったものと考えられる。

病像論に関する以上の研究成果については、国内の環境法政策学会で発表し、批判的討議に付された後、大学紀要において論文公表を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ・ 樺島博志 「病像論再考—水俣病事件覚書」法学72巻6号(2009)82-116頁 査読有.
- ・ 樺島博志 「裁判による公害問題の解決とその限界—水俣病事件の経緯について」第7回東アジア法哲学シンポジウム並びに中国法学会法理学研究会2008年年会論文集(2008)122-130頁 査読有.

[学会発表] (計3件)

- ・ 樺島博志 “Limit to Litigation in Addressing Environmental Pollution: An Historical Survey of the Minamata Disease Crisis” The Australian Network for Japanese Law (ANJeL), ANJeL’s 7th Annual Conference “Crisis and the Law”, 2009年2月14日立命館大学東京キャンパス.
- ・ 樺島博志 「裁判による公害問題の解決とその限界—水俣病事件の経緯について」第7回東アジア法哲学シンポジウム2008年9月22日中国長春市, 吉林大学.
- ・ 樺島博志 「病像論再考—水俣病事件覚書」環境法政策学会2008年度学術大会2008年6月14日広島修道大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

樺島 博志 (KABASHIMA HIROSHI)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 00329905

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし